

議案第7号

利根町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

利根町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年利根町条例第9号）の一部を改正する条例をここに公布する。

第3条第1項中「及び期末手当」を「，期末手当及び勤勉手当」に改める。

第16条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第16条の2 給与条例第21条の規定は，任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は，前項において準用する給与条例第21条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第26条第1項前段中「この条」の次に「及び次条第1項」を加え，同条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第26条の2 給与条例第21条の規定は，任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において，同条第3項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは，「それぞれその基準日（退職し，又は死亡した職員にあっては，退職し，又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は，前項において準用する給与条例第21条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第35条を第36条とし、第34条の次に次の1条を加える。

(給与改定の実施時期等の取扱い)

第35条 この条例において準用する給与条例又はこの条例においてその定めるところによることとされ、若しくはその例によることとされる特殊勤務手当条例（これに基づく規則を含む。次項において同じ。）の規程について給与の額の改定に関する改正が行われる場合における会計年度任用職員の給与の額の改定を行う時期その他の当該改定に係る取扱いは、次項の場合を除き、給与条例の適用を受ける職員の例による。

2 この条例の規定（この条例において準用する給与条例又はこの条例においてその定めるところによることとされ、若しくはその例によることとされる特殊勤務手当条例の規定を含む。）について給与の額の改定に関する改正が行われ、当該改正後の規定が遡って適用される場合における当該遡って適用される期間に会計年度任用職員であった者（当該改正の施行の日の属する月の前月の末日までに退職し、又は死亡した者に限る。）の在職期間中の給与については、当該改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 条例又はこれに基づく規則に別に定めがある場合を除き、特別の事情により前2項の規定によることができない場合又は前2項の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、別に町長の定めるところにより、又はあらかじめ町長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は，令和6年4月1日から施行する。ただし，第35条を第36条とし，第34条の次に1条を加える改正規定は，公布の日から施行する。

(利根町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 2 利根町職員の育児休業等に関する条例（平成4年利根町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を削る。

令和6年3月4日提出

利根町長 佐々木 喜 章

(提案理由)

地方自治法の一部改正により，会計年度任用職員についても勤勉手当の支給を可能とされたこと，及び人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定を考慮し，会計年度任用職員の給与について改めたいので提案する。